

建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設

駆け込みホットライン

平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは？

建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、本部内に通報窓口を開設します。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

全国
共通

ナビダイヤル

イハン ツウホウ



TEL. **0570-018-240**

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

工場の施工現場に
関する法令違反



法令違反
情報

虚偽の許可申請等の
法令違反



法令違反
情報

元請・下請間の契約
に関する法令違反



元請業者 ← 請負契約 → 下請業者

法令違反
情報



建設業法令遵守推進本部

法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

必要に応じて立入検査・報告徴収

法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

